

市保険年金課と国保改善求め交渉

窓口負担減免の不当事例で抗議



申入れする市社保協の三村代表（右）

示し、窓口一部負担金減免の不当事例について抗議し見解をただす内容で、民商も加盟する広島市社保協として16名が参加。広島北民商からは陶山事務局長と牛田事務局長の2名が参加しました。

国民健康保険料の改定時期に合わせ、6月2日（金）に広島市役所・議会棟4階会議室にて、広島市健康福祉局保険年金課と交渉をおこないました。保険料改定や「こども均等割」軽減などの内容を

23年度の保険料率の変更点では、所得割・均等割り・世帯平等割の3段階、計9項目すべてで値上がりし、1世帯当たりの最高限度額も104万円に値上がりしています（ひろしま北民商ニュースの6月5日号既報）。保険料増加の要因について広島市は、「1

人当たりの医療費が増加していること」と、「後期高齢者の医療支援金が増加する一方で、国保の被保険者数の減少していること」が要因と説明しました。

未就学児への軽減で前進も、軽減額を保険料増が上回る事態に

未就学児について、被保険者均等割り減額対象と減免制度ができたのは前進ですが、基本的に保険料が増加になっていることから、まだまだ問題があることだと思われました。

国保料の滞納について、滞納額が大きくなる前に市の方からは何もしないのか？ 昨年は「本人から相談がない限りは何もしない」という回答でした。今回は「『国保のしおり』に、滞納する前に連絡をと記載してある」という回答でしたが、小さな文字で書かれた文

面をどれだけの方が見るだろうと思われました。被保険者資格証明書の発行について、広島市は昨年8月時点で実質ゼロが続いています。短期保険証は15世帯。広島市としては実態調査をした上で悪質な滞納者のみに資格証明書を交付する事にしていくとの事でした。

一部負担金減免、「対象外」に合理性が無いと抗議

今回、福島生協病院の相談室の方から、患者さんの実例として「区役所窓口で一部負担金の減免が対象にならないと言われた」事について説明が求められました。この事例は非正規雇用の方が病気の治療のために仕事を休み、収入が無い事を理由に減免申請の相談にいったものですが、区役所と市保険年金課の担当者から、「制度の対象になるのは日雇い労働者等で、この方は

『日曜集団健診』

日時：7月23日（日）
場所：広島共立病院、定員60名
先週のチラシもご確認ください。ご不明な方は事務局までご連絡を。

支部総会に集まろう！



トップで開催した可部北支部総会

全ての支部で支部総会が開かれます。「紹介したくなる民商」へ、皆様の参加をお待ちしています。

にっぺい

対象外」との回答があり、参加者からは「非正規雇用やアルバイトは、日計算で給料を得ているから、同じではないか」と追求しましたが、市担当者は制度の同じ文言を繰り返すのみで、平行線をたどりませんでした。社保協の小林事務局長からの「来月、再度交渉を設定する」との提案にも同意しました。その他、マイナ保険

証の問題と短期保険証の取り扱いなど、時間の関係で後日改めて回答・説明をもらうことになりました。まだまだ改善すべき問題が多く、これからも訴えていかなければいけないと思われました。【牛田記】

1. 国民健康保険料の23年度の変更点と、モデルケースについて説明を求めめる。
2. 保険料の減免と医療費一部負担減免の状況（申請数と認定数）および、医療費一部負担減免できなかった事例と理由を示してほしい。
3. 国保滞納は機械的対応ではなく、各区

4. 市の資格証発行ゼロの方策を維持・継続し、県内各市町に広めること。
5. 未就学児の均等割り減額措置の対象世帯数と軽減額を示してほしい。

広島市に対する要請内容（要旨）

インボイス申請・学習会の受付
6月19日（月）
午前10時30分、午後2時。
※各回先着4〜5組程度。要予約

- ◎12日（月） 理事会
- ◎13日（火） 婦人部役員会
- ◎14日（水） 拡大デー
- ◎15日（木） 組織・共済合同
- ◎17日（土） 陽気な道場
- ◎19日（月） インボイス学習会

- ◎14日（水） 拡大デー
- ◎15日（木） 組織・共済合同
- ◎17日（土） 陽気な道場
- ◎19日（月） インボイス学習会

融資、多重債務・サラ金、滞納のご相談は
『陽気な道場』へ
毎週木曜日 夜7時から

法人の会員さんも一緒に税金学習を
『法人学習会』
毎月第4火曜日 昼1時30分と夜7時
『税務調査の対策会議』は随時開催します!!